

感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

関係事業主 殿

令和 8 年 10 月 1 日

[登録番号: 第 1 号 有効期間: 令和 11 年 9 月 30 日]

長野労働局長登録講習機関 (一社) 長野県労働基準協会連合会

(一社) 松本労働基準協会

各労働基準協会

安全衛生推進者養成講習

開催のご案内

労働安全衛生法第 12 条の 2 では、中小規模事業場における安全衛生管理体制の充実を図るため、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する一定の業種の事業場 (※) においては、安全衛生推進者 (※以外の業種は衛生推進者) を選任して、事業場における安全衛生管理業務を担当させなければならないことになっています。また、平成 26 年 3 月 28 日付け基発 0328 第 6 号により、※以外の業種 (小売業、社会福祉施設、飲食店等) で常時 10 人以上の労働者を使用する事業場においては安全衛生推進者の配置が求められ、選任要件の一つに安全衛生推進者の資格を有する者 (本講習修了者等) とされています。

長野労働局長登録安全衛生推進者等養成講習機関であります当連合会では、安全衛生推進者・衛生推進者の選任要件を満たすことを目的として標記講習を下記の要領で行います。選任を予定されている方等を積極的に参加させていただきたくご案内申し上げます。

※【安全衛生推進者を選任しなければならない事業場】

規 模 労働者数 10 人以上 50 人未満
業 種 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業 (物の加工業を含む)、
電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、
家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、
燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

記

1. 講習の日時・会場・締切日・定員 ※初日は 8 時 55 分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和 8 年 11 月 17 日 (火)・18 日 (水) 2 日とも 8 時 40 分から受付をし、9 時開講です。			
会 場	松本安全衛生センター 松本市神林 7 1 0 7 - 5 5			
締 切 日	令和 8 年 11 月 5 日 (木)	定 員	70 名	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます

2. 申込方法

(1) 申 込 先 最寄りの労働基準協会へお申し込み下さい。(所在地は申込書の裏面に記載してあります。)

(2) 提出書類 受講申込書 受講料及びテキスト代を添えてお願いします。

(労働基準協会会員事業場のテキスト代は不要です。)

3. 受講料 (消費税含む)

1 名 15,400 円 [内訳: 本体 14,000 円 消費税 (10%) 1,400 円]

4. テキスト代 (消費税含む) (労働基準協会会員事業場は不要です。) 「安全衛生推進者必携」 ※テキスト代は改定される場合があります。

1 冊 1,430 円 [内訳: 本体 1,300 円 消費税 (10%) 130 円]

※受講料及びテキスト代は申込先の労働基準協会へお支払い (またはお振込み) ください。

5. 講習科目、時間、講師

期	科目及び範囲	時間	講師
第一日目	オリエンテーション	8:55～	
	安全衛生推進者の役割と職務	9:00～10:00	
	安全管理 ・安全衛生活動 ・労働災害の原因調査と再発防止対策	10:00～12:00	(一社)長野県労働基準協会連合会 教育推進部長 労働安全コンサルタント 廣瀬 謙治
	安全衛生教育 ・安全衛生教育の方法 ・作業標準の周知	13:00～14:00	
	安全衛生関係法令 ・労働安全衛生法 ・労働者派遣法	14:00～16:00	
第二日目	作業環境管理及び作業管理 ・作業環境測定 ・作業環境改善 ・作業方法の改善 ・労働衛生保護具	9:00～11:00	さくらい環境安全コンサルタント 労働安全・衛生コンサルタント 桜井 優 氏
	健康の保持増進対策 ・健康診断 ・労働衛生統計 ・労働生理 ・健康教育	11:00～12:00	
	危険性又は有害性等の調査及びその 結果に基づき講ずる措置等 ・リスクアセスメント ・設備と作業の安全化 ・労働安全衛生マネジメントシステム	13:00～16:00	
	修了式	16:05～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更となることもあります。

6. 修了証

全科目を受講した方に2日目の修了式で修了証を交付します。

なお、11月6日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。(郵送代460円ご負担下さい。)

7. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具を携行して下さい。
- (2) 申込み受付後の取消しは、11月10日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。(労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。)

8. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。

詳細につきましては

長野労働局職業安定部訓練課(TEL026-226-0862)までお問い合わせ下さい。(助成金に限る)

助成金受給申請時に必要な受講証明(申請書)につきましては、当日会場に持参いただくか、受講終了後お送りください。なお、郵送の場合は、110円分の切手貼付の返信用封筒を同封してください。(注：必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい)

9. その他

- (1) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。
- (2) 昼食は斡旋しませんので、各自ご持参下さい。